

子どもはぐくみ医療費助成・重度心身障害者等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の  
受給者証をお持ちの方へ

**健康保険証に変更があった場合は変更届が必要です**

健康保険証の記載内容に変更があった場合、変更届が必要です。下記のとおり手続きに必要な物をご持参のうえ、保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）にて申請してください。

※手続きを代理でされる場合、代理の方の身分証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

子どもはぐくみ  
医療費助成制度

変更届が必要なとき	手続きに必要な物
子どもの健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証・はんこ・子どもと被保険者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)
扶養者が変わったとき	

※被保険者または扶養者が変更された場合、所得課税証明書が必要となることがあります。

重度心身障害者等  
医療費助成制度

変更届が必要なとき	手続きに必要な物
加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・はんこ・受給者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)
新しく手帳が交付されたとき(障がいの程度や等級の変更がない場合を含む)	

ひとり親家庭等  
医療費助成制度

変更届が必要なとき	手続きに必要な物
健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	受給者(父母など)および受給対象者の健康保険証・受給者証・はんこ・受給者(父母など)および受給対象者のマイナンバーカードまたは通知カード・身分証明書(運転免許証など)

【お問い合わせ・申請先】 市保険年金課 医療・年金担当（市役所1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

**農地賃借料情報をお知らせします**

平成30年(1月~12月)に小松島市で締結(公告)された賃貸借の賃借料水準(10アールあたり)は、右表のとおりです。

なお、この『賃借料情報』は実勢の集計値であり、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。

※物納の場合は金額換算で算出し、百円未満は四捨五入しています。

【お問い合わせ先】

市農業委員会（市役所4階）

☎32・3810 /

FAX 33・0938

Mail:nougyouinkai@city.komatsushima.i-tokushima.jp

賃貸借された物件

田	件数	面積	平均賃料
土地改良整備地域	172件	282,926㎡	8,400円
未整備地域	255件	242,630㎡	7,800円
畑	件数	面積	平均賃料
土地改良整備地域	4件	4,724㎡	11,200円
未整備地域	7件	6,012㎡	12,100円

無償で貸借された物件

田	件数	面積
土地改良整備地域	9件	17,190㎡
未整備地域	52件	45,607㎡
畑	件数	面積
土地改良整備地域	3件	2,099㎡
未整備地域	5件	3,520㎡

